

国籍選択の具体的方法

1 「外国」の国籍を選択される方(以下の2つの方法)

1-(1)

日本国籍の離脱
(国籍法13条)

国籍離脱届を提出

【届出先】
法務局・地方法務局・外国
にある日本の大使館・領事館

1-(2)

外国の法令による
外国国籍の選択(※1)
(国籍法11条2項)

国籍喪失届を提出

【届出先】
日本の市区町村役場・外国
にある日本の大使館・領事館

(※1)外国法令による外国国籍の選択をする方法については、当該外国の政府または日本に駐在する外国の公館に相談してください。

2 「日本」の国籍を選択される方(以下の2つの方法)

2-(1)

外国国籍の離脱
(国籍法14条2項前段)(※2)

外国国籍喪失届を提出

【届出先】
日本の市区町村役場・外国
にある日本の大使館・領事館

(※2)外国法令による外国国籍の選択をする方法については、当該外国の政府または日本に駐在する外国の公館に相談してください。

2-(2)

日本国籍の選択宣言
(国籍法14条2項後段)(※3)

国籍選択届を提出

【届出先】
日本の市区町村役場・外国
にある日本の大使館・領事館

(※3)選択宣言で国籍を喪失する法制ではない外国の国籍を有する方については、この選択宣言後、当該外国国籍の離脱に努めなければなりません(国籍法16条第1項)。離脱の手続については、当該外国の政府または日本に駐在する外国の公館に相談してください。